

令和 3 年度

宇部市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

宇部市監査委員

宇 監 第 5 8 号
令和4年(2022年) 8月24日

宇部市長 篠 崎 圭 二 様

宇部市監査委員 廣 中 昭 久
同 河 口 雅 邦
同 兼 広 三 朗

令和3年度宇部市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

I 健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の結果	1
第6	審査意見	2
第7	審査の概要	3
1	実質赤字比率	3
2	連結実質赤字比率	4
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8

II 公営企業会計資金不足比率審査意見

(I) 法適用企業

第1	審査の対象	11
第2	審査の期間	11
第3	審査の着眼点	11
第4	審査の方法	11
第5	審査の結果	11
第6	審査意見	12
第7	審査の概要	12
1	水道事業会計	13
2	下水道事業会計	14
3	交通事業会計	15

(II) 法非適用企業

第1	審査の対象	16
第2	審査の期間	16
第3	審査の着眼点	16
第4	審査の方法	16
第5	審査の結果	16
第6	審査意見	17
第7	審査の概要	17
1	食肉センター事業特別会計	17
2	中央卸売市場事業特別会計	18
3	地方卸売市場事業特別会計	18
4	農業集落排水事業特別会計	19

<資料>	健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体	20
-------------------	-----------------------------------	-----------

- (注) 1 比率及びその算出過程における数値の処理方法は、個別の総務省の定めによる。また、文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、合計額と内訳が一致しない場合がある。
- 2 文中に用いる「ポイント」とは、パーセンテージ間又は指数間の差引数値である。
- 3 文中及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。
- 「－」 …… 該当数値がない又は算出不能のもの
- 「△」 …… 負数又は減数

I 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月29日から同年8月19日まで

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、健全化判断比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審査した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

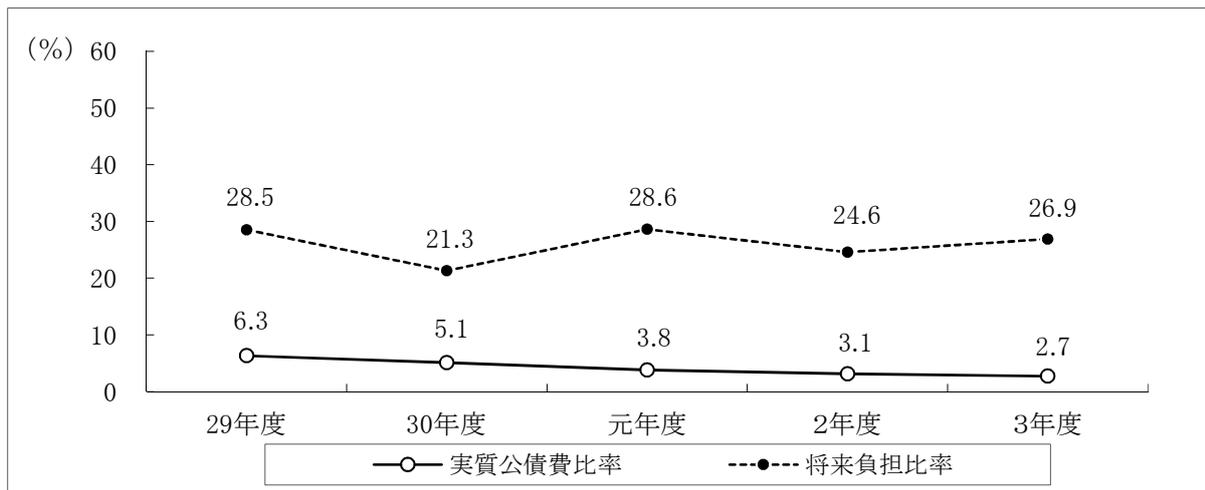
令和3年度の健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	令和3年度	令和2年度		
実質赤字比率	—	—	11.51	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.51	30.00
実質公債費比率	2.7	3.1	25.0	35.0
将来負担比率	26.9	24.6	350.0	

※ 各比率の「—」は実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表す。

なお、最近5か年の実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。



第6 審査意見

令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字で赤字額はない。

また、実質公債費比率は前年度に比べ0.4ポイント改善し、将来負担比率は2.3ポイント悪化しているものの、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っており、健全な状態にあると認められる。

第7 審査の概要

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

一般会計等(※)の実質赤字額	
(歳出総額 - 歳入総額) + 翌年度へ繰り越すべき財源	
(81,981,863 - 84,641,121) + 390,287	
実質赤字比率 (%) =	$\frac{\text{一般会計等(※)の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(※)}} \times 100$
$= \frac{(81,981,863 - 84,641,121) + 390,287}{37,979,908} \times 100$	
標準財政規模(※)	
<p>※ 一般会計等 : 一般会計及び特別会計のうち、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計及び地方公営企業法を適用する特別会計並びに地方財政法施行令第46条に規定される特別会計のいずれにも属さない特別会計の総称である。</p> <p style="text-align: center;">なお、宇部市では、一般会計及び公共用地造成事業特別会計のことをいう。</p> <p>※ 標準財政規模 : 市税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源を理論的に算定したもの</p>	

<実質赤字比率の算出基礎>

(単位:千円、%、ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	84,641,121	87,673,230	△3,032,109	△3.5
歳 出 総 額	81,981,863	85,447,301	△3,465,438	△4.1
翌年度へ繰り越すべき財源	390,287	680,323	△290,036	△42.6
実 質 収 支 額	2,268,971	1,545,606	723,365	46.8
標 準 財 政 規 模	37,979,908	36,690,853	1,289,055	3.5
実際に算出される数値	△5.97	△4.21	△1.76	—

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する程度を指標化したもので、令和3年度一般会計等の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2,268,971千円の黒字であり、実質赤字は生じず、比率の表示は「—」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△5.97%となり、前年度に比べ1.76ポイント改善している。

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした連結実質赤字比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

全会計の実質赤字額	
①	②
(0 + 0)	-
-	③
-	④
-	(2,871,254 + 8,546,413)
連結実質赤字比率 (%) =	————— × 100
	37,979,908
	標準財政規模

① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業をいう。以下同じ。)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

<連結実質赤字比率の算出基礎>

(単位：千円、%、ポイント)

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
①一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額		0	0	0	—
②公営企業会計の資金不足額		0	0	0	—
③公営企業以外の実質黒字額		2,871,254	2,098,605	772,649	36.8
一 般 会 計 等		2,268,971	1,545,606	723,365	46.8
介護保険事業特別会計		363,473	148,797	214,676	144.3
国民健康保険事業特別会計		176,387	345,142	△ 168,755	△ 48.9
後期高齢者医療特別会計		62,423	59,060	3,363	5.7
④公営企業会計の剰余額		8,546,413	8,265,092	281,321	3.4
法適用企業	水道事業会計	4,654,748	4,612,553	42,195	0.9
	下水道事業会計	3,143,844	2,922,903	220,941	7.6
	交通事業会計	692,042	680,485	11,557	1.7
法非適用企業	食肉センター事業特別会計	1,068	0	1,068	皆増
	中央卸売市場事業特別会計	54,673	49,113	5,560	11.3
	地方卸売市場事業特別会計	38	38	0	0.0
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	—
標準財政規模		37,979,908	36,690,853	1,289,055	3.5
実際に算出される数値		△30.06	△28.24	△ 1.82	—

※ 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を「法適用企業」、地方財政法第6条の規定により事業の経理を行っている公営企業であって、法適用企業以外のものを「法非適用企業」という。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む本市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の程度を指標化したもので、令和3年度の実質収支額等は11,417,667千円の黒字又は資金余剰であり、連結実質赤字は生じず、比率の表示は「—」となる。

なお、上記の算式による標準財政規模に対する数値は△30.06%となり、前年度に比べ1.82ポイント改善している。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金(※))} \\ - \text{(元利償還金に係る特定財源 + 基準財政需要額算入額(※))} \\ \text{①} \qquad \qquad \qquad \text{②} \\ (5,902,942 + 2,088,259) - (1,680,631 + 5,480,323) \end{array}}{\begin{array}{l} 37,979,908 - 5,480,323 \\ \text{③} \\ \text{標準財政規模 - 基準財政需要額算入額} \end{array}} \times 100$$

(令和3年度単年度)

※ 準元利償還金 :

- ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額等
- イ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等の繰出金
- ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金利子

※ 基準財政需要額算入額 : 基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金・準元利償還金の額

<実質公債費比率の算出基礎>

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
① 地方債の元利償還金+準元利償還金	7,991,201	8,134,043	8,416,785
一般会計等の元利償還金 (繰上償還額等を除く)	5,902,942	6,041,092	6,294,219
満期一括償還地方債の1年当たりの 元金償還金に相当するもの	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債 の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,973,871	1,579,340	1,613,559
一部事務組合等の起こした地方債に 充てたと認められる補助金又は負担金	85,006	513,310	506,046
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	29,382	301	2,961
一時借入金利息	0	0	0
② ①に充てられる特定財源及び 基準財政需要額算入額	7,160,954	7,294,597	7,460,534
差引額 ①-②	830,247	839,446	956,251
③ 標準財政規模から基準財政 需要額算入額を差し引いた額	32,499,585	31,021,360	30,555,595
単年度比率 (①-②) / ③ × 100	2.55464	2.70603	3.12954
実質公債費比率 (3か年平均)	2.7		

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3か年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3か年平均の比率は2.7%となり、前年度の3.1%に比べ0.4ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

4 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(※) - 充当可能財源等(※)} \\ \text{①} \qquad \qquad \text{②} \\ 104,849,148 - 96,105,055 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{③} \\ \text{標準財政規模 - 基準財政需要額算入額} \\ 37,979,908 - 5,480,323 \end{array}} \times 100$$

※ 将来負担額 :

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準じるもの)
- ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- エ 加入組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- カ 設立法人の負債等負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 加入組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※ 充当可能財源等 = 充当可能基金額 + 充当可能特定財源見込額 + 地方債現在高等に対する基準財政需要額算入見込額

<将来負担比率の算出基礎>

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
① 将来負担額	104,849,148	104,127,599	721,549	0.7
一般会計等の地方債現在高	69,049,502	65,940,271	3,109,231	4.7
債務負担行為に基づく 支出予定額	1,551,454	1,546,799	4,655	0.3
一般会計等以外の特別会計の 地方債償還金の繰入見込額	22,692,693	19,162,578	3,530,115	18.4
一部事務組合等の地方債償還金 の負担等見込額	312,395	6,253,316	△ 5,940,921	△95.0
退職手当支給予定額に係る負担 見込額	11,243,104	11,224,635	18,469	0.2
設立法人の負債等に係る負担 見込額	0	0	0	—
連 結 実 質 赤 字 額	0	0	0	—
一部事務組合等の連結実質赤字 額に係る負担見込額	0	0	0	—
② 充当可能財源等	96,105,055	96,465,477	△ 360,422	△0.4
差 引 額 ①－②	8,744,093	7,662,122	1,081,971	14.1
③標準財政規模から基準財政需 要額算入額を差し引いた額	32,499,585	31,021,360	1,478,225	4.8
将来負担比率(①－②)／③×100	26.9	24.6	2.3	—

将来負担比率は、将来負担額から充当可能財源等を除いた将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、令和3年度における将来負担すべき実質的な負債額は8,744,093千円であり、標準財政規模37,979,908千円から基準財政需要額算入額5,480,323千円を差し引いた額32,499,585千円に対する比率は26.9%となり、前年度に比べ2.3ポイント悪化しているものの、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

Ⅱ 公営企業会計資金不足比率審査意見

(Ⅰ) 法適用企業

第1 審査の対象

公営企業会計(法適用)の令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 宇部市水道事業会計
- 2 宇部市下水道事業会計
- 3 宇部市交通事業会計

第2 審査の期間

令和4年7月29日から同年8月19日まで

第3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審査した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和3年度の資金不足比率は次のとおりで、各公営企業とも資金不足額はなし。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経 営 健 全 化 基 準
	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
交 通 事 業 会 計	—	—	

※ 比率の「—」は資金不足額がないことを表す。

第6 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法適用)においては、いずれも資金不足はなく、比率の表示は「－」となり、良好な状態にあると認められる。

第7 審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額(※)}}{\text{事業の規模(※)}} \times 100$$

※ 資金の不足額 = { 流動負債 - (控除企業債等 + 控除未払金等 + 控除額 + PFI建設事業費等) } + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (流動資産 - 翌年度へ繰り越される支出の財源充当額) - 解消可能資金不足額

※ 事業の規模 = 営業収益の額 (指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ]) - 受託工事収益の額

<資金不足比率の算出基礎>

1 水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率	内 容
① 流動負債－企業債	742,515	887,097	△144,582	△16.3	
流 動 負 債	1,591,905	1,782,357	△190,452	△10.7	
企 業 債	849,390	895,260	△45,870	△5.1	建設改良費等企業債
引 当 金	70,678	75,999	△5,321	△7.0	賞与引当金、 法定福利費引当金
未 払 金	399,044	508,896	△109,852	△21.6	工事未払金、 未払消費税等
未 払 費 用	38,779	58,380	△19,601	△33.6	委託料等
預 り 金	234,014	243,822	△9,808	△4.0	下水道使用料預り金、 預り保証金等
② 流 動 資 産	5,397,263	5,499,650	△102,387	△1.9	
現 金 預 金	4,703,026	4,806,583	△103,557	△2.2	
未 収 金	525,277	446,285	78,992	17.7	未収給水収益、 未収負担金等
貸 倒 引 当 金	△3,334	△2,988	△346	—	回収不能見込額
有 価 証 券	270	270	0	0.0	収納取扱金融機関保 証金
貯 蔵 品	23,638	25,358	△1,720	△6.8	配水管、薬品、 量水器、再用品等
前 払 費 用	280	373	△93	△24.9	自動車損害賠償保険料
前 払 金	148,107	196,406	△48,299	△24.6	繰越工事前払金
その他流動資産	—	27,362	△27,362	皆減	立替金（退職手当）
③ 翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額	0	0	0	—	
資金の不足額 ①－(②－③)	△4,654,748	△4,612,553	△42,195	0.9	
営 業 収 益	3,416,586	3,477,178	△60,592	△1.7	
受 託 工 事 収 益	0	0	0	—	
事 業 の 規 模	3,416,586	3,477,178	△60,592	△1.7	営業収益－受託工事収益
資 金 不 足 比 率	—	—			

※ 資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「－」となる。

2 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率	内 容
① 流動負債－企業債	314,263	282,806	31,457	11.1	
流 動 負 債	2,960,980	2,560,081	400,899	15.7	
企 業 債	2,646,717	2,277,275	369,442	16.2	建設改良費等企業債
引 当 金	40,456	41,537	△1,081	△2.6	賞与引当金、 法定福利費引当金
未 払 金	245,826	222,426	23,400	10.5	委託料、負担金等
預 り 金	27,981	18,843	9,138	48.5	一般会計からの補助金等
② 流 動 資 産	4,913,961	4,293,447	620,514	14.5	
現 金 預 金	3,010,832	2,710,706	300,126	11.1	
未 収 金	460,282	507,639	△47,357	△9.3	未収水道汚水使用料、 未収井戸汚水使用料等
貸 倒 引 当 金	△13,316	△12,950	△366	—	回収不能見込額
前 払 費 用	207	266	△59	△22.2	自動車損害賠償保険料
前 払 金	1,455,956	1,087,786	368,170	33.8	繰越工事前払金
③ 翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額	1,455,854	1,087,738	368,116	33.8	
資金の不足額 ①－(②－③)	△3,143,844	△2,922,903	△220,941	7.6	
営 業 収 益	3,002,257	2,885,700	116,557	4.0	
受 託 工 事 収 益	0	0	0	—	
事 業 の 規 模	3,002,257	2,885,700	116,557	4.0	営業収益－受託工事収益
資 金 不 足 比 率	—	—			

※ 資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「—」となる。

3 交通事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率	内 容
① 流動負債－企業債	66,371	68,277	△1,906	△2.8	
流 動 負 債	88,873	98,278	△9,405	△9.6	
企 業 債	22,502	30,001	△7,499	△25.0	建設改良費等企業債
引 当 金	19,207	21,077	△1,870	△8.9	賞与引当金、 法定福利費引当金
未 払 金	42,897	43,839	△942	△2.1	諸給与費、諸手数料、 燃料・バス整備費等
前 受 金	132	113	19	16.8	定期券収入
預 り 金	4,135	3,248	887	27.3	高速バスチケット代売上金、 所得税等
② 流 動 資 産	758,413	748,762	9,651	1.3	
現 金 預 金	347,400	511,131	△163,731	△32.0	
未 収 金	405,013	233,028	171,985	73.8	他会計からの補助金等
貸 倒 引 当 金	△219	△178	△41	—	回収不能見込額
貯 蔵 品	2,353	2,532	△179	△7.1	軽油、タイヤ・チューブ等
前 払 費 用	2,067	2,186	△119	△5.4	自動車損害賠償等保険料
前 払 金	—	14	△14	皆減	前払消費税
立 替 金	1,800	49	1,751	3,573.5	車内販売用ICカード 発行代金等
③ 翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額	0	0	0	—	
資金の不足額 ①－(②－③)	△692,042	△680,485	△11,557	1.7	
営 業 収 益	427,170	390,828	36,342	9.3	
受 託 工 事 収 益	0	0	0	—	
事 業 の 規 模	427,170	390,828	36,342	9.3	営業収益－受託工事収益
資 金 不 足 比 率	—	—			

※ 資金の不足額が△（負数）の場合は、資金剰余額を表す。

流動負債に加えるべき建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債はなく、資金不足はないことから、比率の表示は「—」となる。

(Ⅱ) 法非適用企業

第1 審査の対象

公営企業会計(法非適用)の令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 宇部市食肉センター事業特別会計
- 2 宇部市中央卸売市場事業特別会計
- 3 宇部市地方卸売市場事業特別会計
- 4 宇部市農業集落排水事業特別会計

第2 審査の期間

令和4年7月29日から同年8月19日まで

第3 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第4 審査の方法

審査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、法令等に照らし、資金不足比率の算出過程に誤りがないか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、関係部局から説明を求めるとともに、参考書類と照合精査して審査した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率については、いずれも正確に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和3年度の資金不足比率は次のとおりで、各特別会計とも資金不足額はなし。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
食肉センター事業特別会計	—	—	20.0
中央卸売市場事業特別会計	—	—	
地方卸売市場事業特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	

※ 比率の「—」は資金不足額がないことを表す。

第6 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計(法非適用)においては、いずれも収支が保たれており、資金不足は生じず、比率の表示は「－」となり、良好な状態にあると認められる。

第7 審査の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額(※)}}{\text{事業の規模(※)}} \times 100$$

※ 資金の不足額 = (実質赤字額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※ 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 (指定管理者の利用料金収入の額を含む[該当会計のみ])
- 受託工事収益に相当する収入の額

<資金不足比率の算出基礎>

1 食肉センター事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	2,647	11,847	△9,200	△77.7
歳 出 総 額	1,579	11,847	△10,268	△86.7
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	－
実 質 収 支 額	1,068	0	1,068	皆増
営業収益に相当する収入の額	79	487	△408	△83.8
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	－
事 業 の 規 模	79	487	△408	△83.8
資 金 不 足 比 率	－	－		

実質収支額は1,068千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「－」となる。

2 中央卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	165,075	169,876	△4,801	△2.8
歳 出 総 額	110,402	120,763	△10,361	△8.6
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	—
実 質 収 支 額	54,673	49,113	5,560	11.3
営業収益に相当する収入の額	65,235	65,273	△38	△0.1
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	65,235	65,273	△38	△0.1
資 金 不 足 比 率	—	—		

実質収支額は 54,673 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「—」となる。

3 地方卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	4,809	4,812	△3	△0.1
歳 出 総 額	4,771	4,774	△3	△0.1
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	—
実 質 収 支 額	38	38	0	—
営業収益に相当する収入の額	7,991	8,112	△121	△1.5
(うち指定管理者の利用料金収入の額)	(7,991)	(8,112)	(△121)	(△1.5)
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	7,991	8,112	△121	△1.5
資 金 不 足 比 率	—	—		

実質収支額は 38 千円であり、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「—」となる。

4 農業集落排水事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
歳 入 総 額	293,849	278,095	15,754	5.7
歳 出 総 額	293,814	278,083	15,731	5.7
翌年度へ繰り越すべき財源	35	12	23	191.7
実 質 収 支 額	0	0	0	—
営業収益に相当する収入の額	21,259	21,899	△640	△2.9
受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0	—
事 業 の 規 模	21,259	21,899	△640	△2.9
資 金 不 足 比 率	—	—		

歳入歳出差引額は35千円であり、翌年度に繰り越すべき財源として同額が繰り越され、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債もないことから、資金不足はなく、比率の表示は「—」となる。

健全化判断比率・資金不足比率の対象となる会計及び団体

